第 30 回野生鳥獣写真コンクール募集要領

注）今回、新たに変更・修正・追加した箇所は赤字で表示していますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

第 1　趣旨

野生鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、第 30 回野生鳥獣写真コンクールを実施する。

第 2　主催

山梨県、山梨県造園建設業協同組合（鳥獣センター）及びやまなし野鳥の会（日本野鳥の会・甲府支部）

第 3　応募資格

アマチュアに限る。

第 4　テーマ

日本国内に生息する野生鳥獣（外来種を除く。）の生き生きとした自然な姿を題材とした作品とする。なお、動物園等の施設で撮影された動物や、人によって飼育・飼いならされている動物を撮影した作品は、審査対象外とする。

第 5　応募規定・方法

（1）応募写真（以下「作品」という。）のサイズは、A4 判又はワイド 4 切り判とし、1 人 3 点まで応募することができる。

（2）作品は、他のコンクールやインターネット等において未発表のものに限る。

（3）AI 等による生成画像は応募対象外とする。また、大幅なトリミング、過度な色調補正、コラージュ等、作品の本来の姿を大きく変える加工を行った作品は、審査対象外とすることがある。

（4）作品の裏面に、別紙の応募票を貼付すること。

（5）応募者が所属する団体・グループ等がある場合は、応募票にその名称を記載すること。

（6）作品は、令和 9 年 2 月末日までに山梨県鳥獣センターへ持参又は郵送すること。郵送の場合は、当日消印有効とする。

（7）デジタルカメラ等で撮影した作品については、応募時に、加工・色彩調整等を行っていないオリジナルデータを作品と併せて提出すること。提出方法については、第 8 に定めるとおりとする。

（8）野生鳥獣や自然環境に悪影響を与える行為によって撮影された作品は、審査対象外とする。

第 6　審査の方法

（1）審査は、主催者が定める審査要領に基づき行う。

（2）審査会において、応募作品の 1 次審査を行い、入選候補作品を選定する。その後、同審査会内で 2 次審査を行い、入賞候補作品の順位を決定する。

（3）応募時に提出されたオリジナルデータを確認し、画像の加工状況等を審査したうえで、最終的な入賞作品を決定する。

（4）AI 等による生成画像や、過度な加工・色彩調整が確認された作品は、審査対象外とする。

（5）オリジナルデータの確認に当たっては、撮影時のシャッタースピード、絞り値、ISO 感度等のメタデータを確認する。

第７　表彰

入賞作品は、次のとおり選定する。なお、令和９年５月に開催予定の愛鳥週間関連イベントにおいて表彰する。

①	最優秀知事賞	1 点　副賞：商品券 3 万円相当
②	優秀賞	2 点　副賞：商品券 1 万円相当
③	山梨県森林環境部長奨励賞	1 点　副賞：商品券 5 千円相当
④	山梨県造園建設業協同組合理事長賞	1 点　副賞：商品券 5 千円相当
⑤	やまなし野鳥の会会長賞	1 点　副賞：商品券 5 千円相当
⑥	入選	5 点程度　副賞：商品券 2 千円相当

第８　その他

（1）応募作品は返却しない。返却の希望があった場合も、受け付けないものとする。

（2）オリジナルデータは、撮影時の画像データを基本とし、加工・色彩調整等を行っていないものとする。

（3）オリジナルデータは、GigaFile 便等のファイル転送サービス、電子メール、USB メモリ、SD カード、CD 等により提出すること。シャッタースピード、絞り値、ISO 感度等の撮影情報が確認できる状態で提出すること。

（4）USB メモリ、SD カード、CD 等の記録媒体は返却しない。提出者は、必要に応じてデータのバックアップを取ったうえで提出すること。

（5）審査結果は、入賞者のみに電話又は電子メール、もしくは書面にて連絡する。

（6）作品は、山梨県鳥獣センターにて令和９年４月下旬から６月下旬まで展示する。

（7）作品は、鳥獣センターのほか、別の公共施設にも展示することがある。

（8）応募作品は、ホームページ、新聞、その他のメディア等に使用することがある。

第９　応募先・問い合わせ先

〒400-0001

山梨県甲府市和田町 3004-1

山梨県鳥獣センター

TEL：055-252-9161

E-mail：tyoujuu@y-zouen.jp